

料金設定の在り方に関する研究会

【第1回資料】

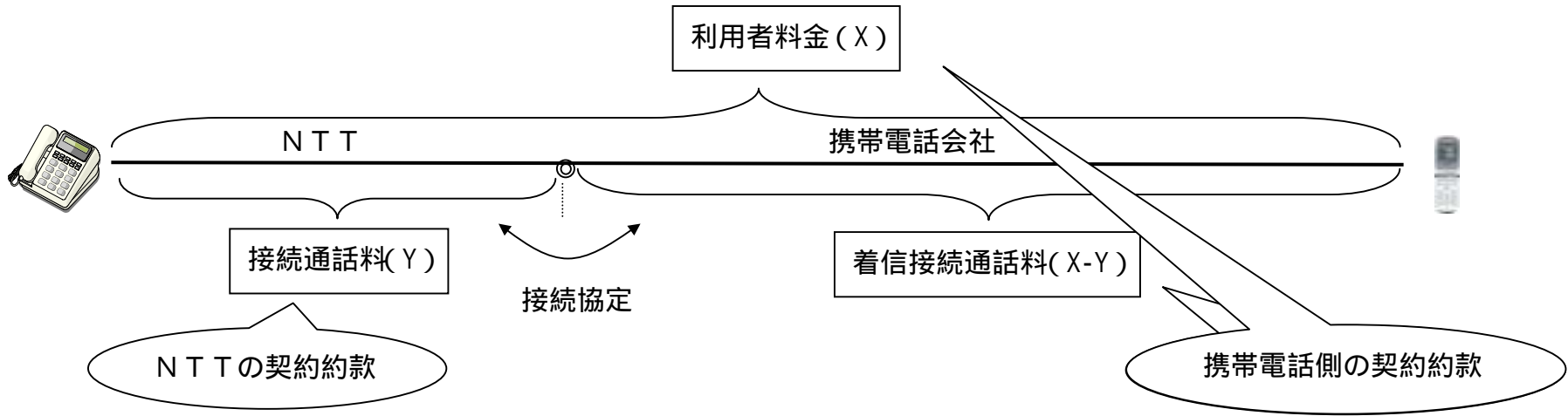
平成14年12月19日

固定電話発携帯電話着の料金設定に関する経緯

経緯

固定電話発携帯電話着の利用者料金については、以下のとおり、これまで携帯電話事業者側で設定。

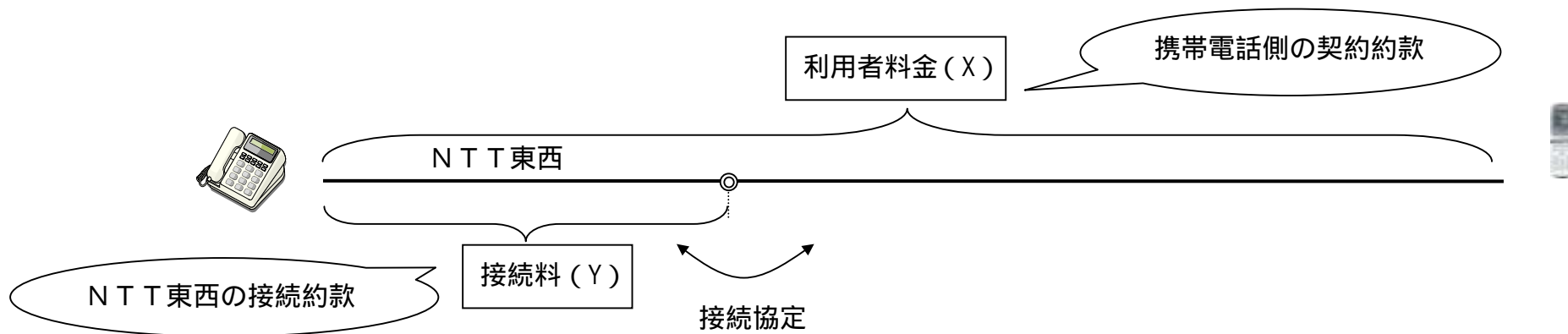
- 1 自動車電話サービスの開始
昭和54年11月 日本電信電話公社、自動車電話サービスを開始
- 2 「ぶつ切り引き算」による料金設定
昭和63年12月 日本移动通信株式会社（IDO）サービス開始
平成元年7月 セルラーグループサービス開始
平成4年7月 エヌ・ティ・ティ移动通信網株式会社設立



3 NTT部分料金の接続料化

平成 8年12月

携帯電話事業者各社がNTTと接続協定を改定



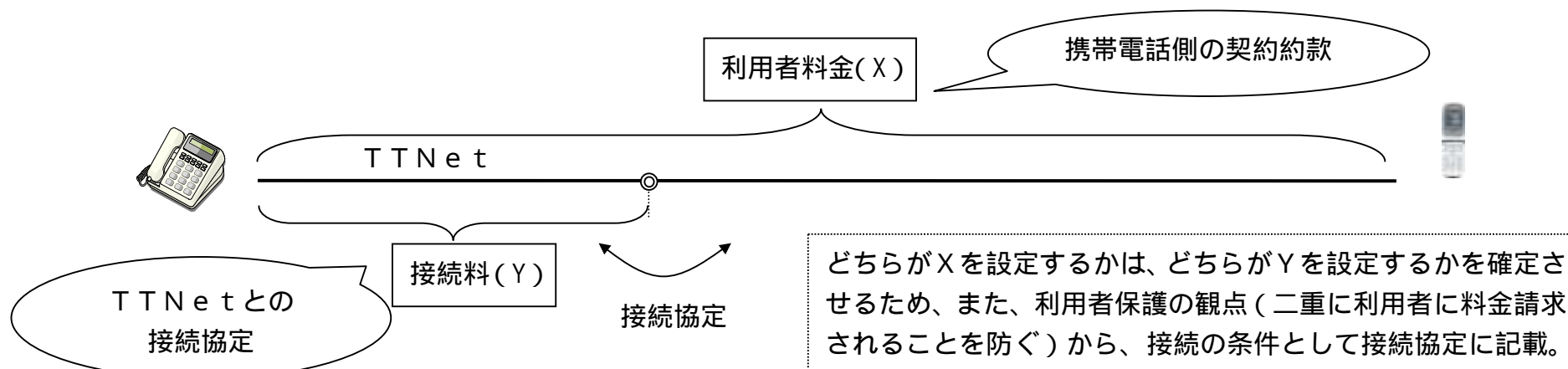
4 直収事業者と携帯電話事業者との接続の開始：携帯事業者側が利用者料金設定

平成 9年 4月

東京通信ネットワーク株式会社(TTNet)と接続協定締結

平成 9年 7月

杉並ケーブルテレビ株式会社と接続協定締結



平成電電からの裁定申請

H14. 7.18 平成電電から、裁定申請
(電気通信事業法第39条第3項に基づく申請)

<申請内容>

固定電話発携帯電話着の通話について、どの事業者が利用者料金を設定するのか(利用者料金設定権の帰属)

- 直収(N T Tドコモ着のみ)
- 中継(全ての携帯電話事業者)

9.20 総務省により電気通信事業紛争処理委員会に諮問

<諮問内容>

直収、中継ともに携帯電話事業者が利用者料金を設定することが適當。
(理由) 主要な機能が携帯電話事業者側にあるため

11. 5 電気通信事業紛争処理委員会から以下の内容で答申

<答申内容>

- 直収: 料金設定権は平成電電
- 中継: 差戻し
- 適正な料金設定の仕組みの検討・整備(勧告)

○ H14.11.22 総務大臣が裁定（直収のみ）

直収：平成電電が利用者料金を設定することが適当

- （理由）
- 1 発信利用者に直結する直収事業者が料金を設定する方が、料金低廉化・サービス多様化を促進する。
 - 2 直収事業者は、伝送路設備の設置、顧客獲得・維持のための加入者への営業活動の努力等を行っている。
 - 3 中継接続と異なり、ネットワークの非効率性という問題は生じない。

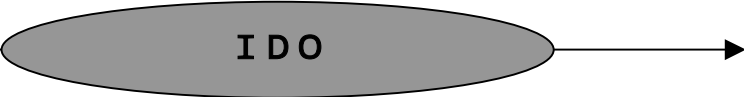
中継：裁定は行わない。

平成電電と携帯電話事業者間で接続の条件その他の協定の細目について、協議が行われていないため。

接続における適正な料金設定の在り方について、研究会を開催し、I P電話と併せて検討を行う。

固定電話発携帯電話着の通話にかかる契約約款の記載

ぶつ切り引き算の場合：平成 8 年 1 2 月まで



NTT (「電話サービス契約約款」)

第 118 条の 3 ...相互接続通話の利用者は、当社が他社相互接続通話により生じた協定事業者の債権を譲り受け、当該通話に伴って行われた相互接続通話の料金と合算して、...相互接続通話の利用者に請求することを承認していただきます。

料金表 第 2 通話料金

1 適用

(11) 相互接続通話の料金の適用

ア 相互接続通話の料金については、相互接続点を加入電話の契約者回線の終端とみなして適用します。

2 料金額

2 - 1 一般通話に係るもの

料金種別		料金額			
		ダイヤル通話			
一般通話料		次の分数又は秒数までごとに 10 円			
区域外通話	区域内通話	3 分			
	隣接区域内通話	90 秒			
	通話地域間距離	90 秒			
	20 キロまで	(略)			
	30 キロまで				
	320 キロ超	昼間	土・日・祝日	夜間	深夜
	5.5 秒	9.5 秒	9.5 秒	10 秒	

IDO (「電話サービス契約約款」)

料金表第 1 表 電話サービスに関する料金

第 2 通話料金

1 適用

(4) 相互接続通話の料金の取扱い

イ 着信相互接続通話の料金については、その相互接続に伴う他社相互接続通話の料金と合わせて 2 - 2 - 2 の規定により算定した料金額から協定事業者が提供する電話サービスの契約約款の規定により算定したその他社相互接続通話の料金額を控除した額とします。

2 料金額

2 - 2 - 2

区分	料金額			
	昼間	土・日・祝日	夜間	
160 キロまで	6.5 秒	12 秒	12 秒	
160 キロ超	4.5 秒	7.5 秒	7.5 秒	深夜 8.5 秒

* 両者の接続協定においては、債権の譲渡に関する事項、各事業者が提供するサービスの種類に関する事項等が規定されている。

平成 8 年 1 2 月以降

NTT東西発NTTドコモ着



NTT東西

NTTドコモ



NTT東西

(「電話サービス契約約款」)

第 8 1 条 契約者...は、相互接続協定に基づき...協定事業者の契約約款及び料金表に定めるところにより、相互接続通話に関する料金の支払いを要します。

2 前項の場合において、相互接続通話に係る料金の設定又はその請求については、...協定事業者が行うものとし、接続形態別の具体的な取扱いについては、相互接続協定に基づき当社が別に定めるところによります。

別記 3 4

接続形態：発信側の電気通信設備：当社の契約者回線・・・着信側の電気通信設備：携帯・自動車電話事業者に係る電気通信設備・・・料金を定める事業者：携帯・自動車電話事業者

NTTドコモ

(「自動車携帯電話サービス契約約款」)

第 9 6 条の 2

(2) 相互接続通話に関する料金については、固定第一種電気通信事業者が提供する電気通信サービスに係る契約者回線の契約者...が、料金表...の規定に基づいて算定した額の支払を要します。...

CATV発NTTドコモ着



CATV

NTT東西

NTTドコモ



ジェイコム東京

(「電話サービス契約約款」)

第 5 3 条 相互接続通話の料金は、その通話と他社相互接続通話を合わせて定めるものとし、次の各号の規定によりその料金を請求する(ママ)、当社又は協定事業者の契約約款及び料金表に定めるところによります。

(7) 携帯・自動車電話事業者...にかかる他社相互接続通話に伴って相互接続をおこなった場合
イ 当社の契約者回線から携帯・自動車電話事業者にかかる他社相互接続通話に伴って相互接続通話をおこなった場合、相互接続通話にかかる料金については、当社が請求するものとし、その通話をおこなった契約者回線の契約者が支払っていただくものとし、この場合その通話にかかる料金は、この約款の規定にかかわらず、携帯・自動車電話事業者の契約約款および料金表に定めるところによります。

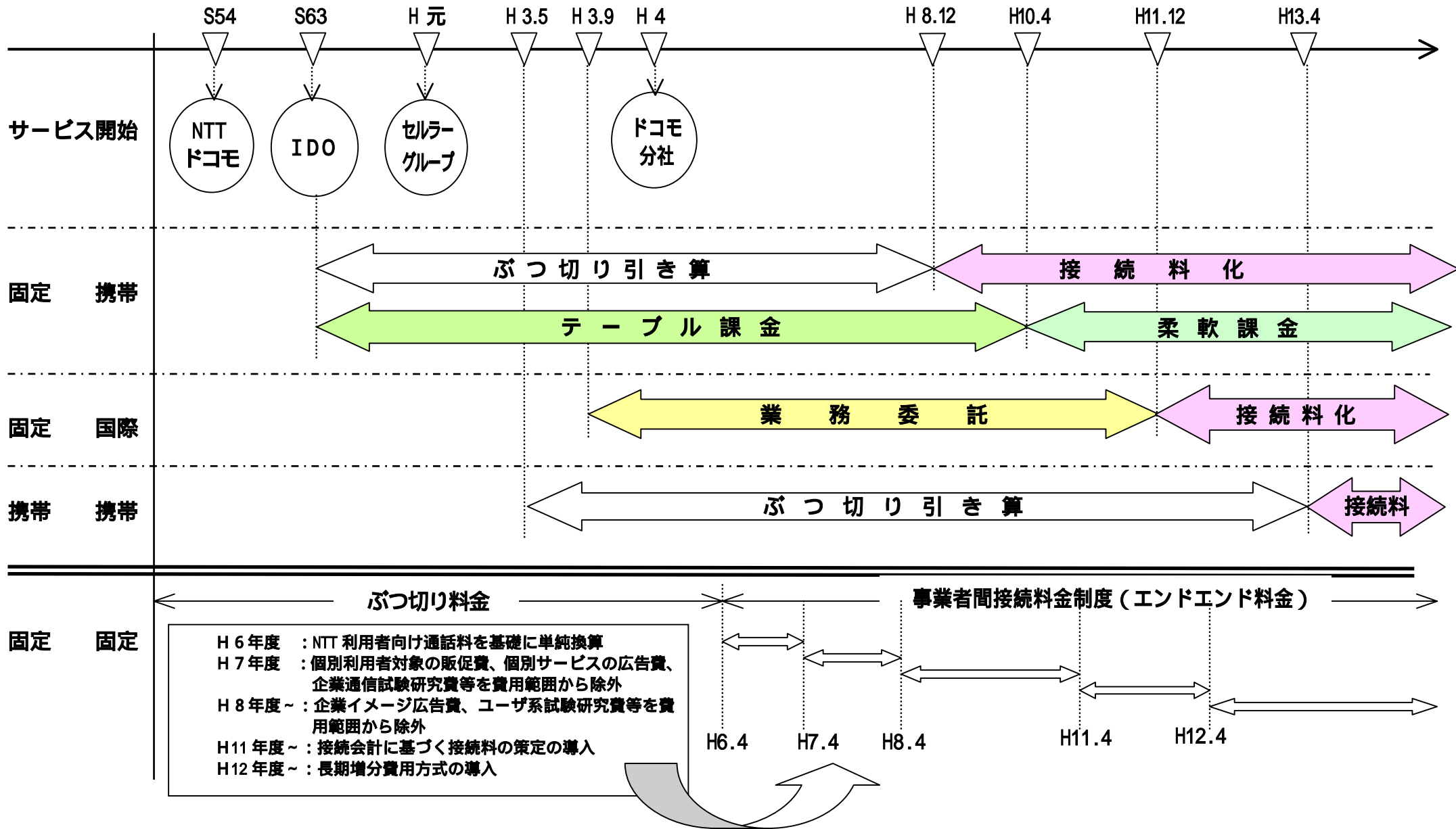
NTTドコモ

(「自動車携帯電話サービス契約約款」)

第 9 6 条の 2

(2) 相互接続通話に関する料金については、固定第一種電気通信事業者が提供する電気通信サービスに係る契約者回線の契約者...が、料金表...の規定に基づいて算定した額の支払を要します。...

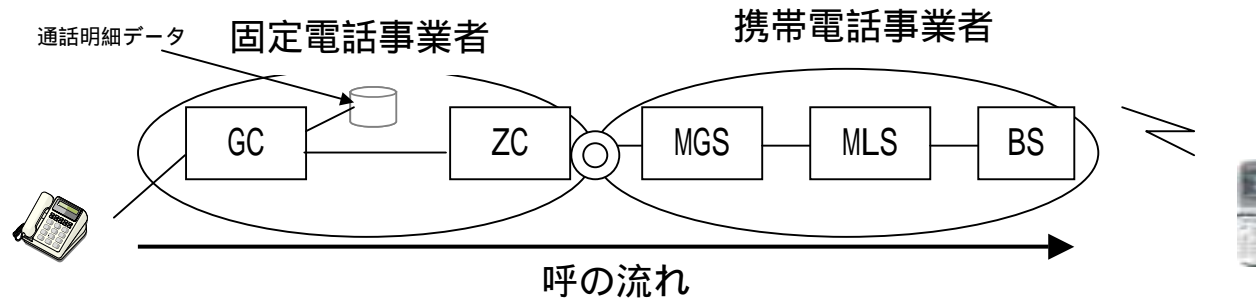
課金方法の経緯



テーブル課金と柔軟課金

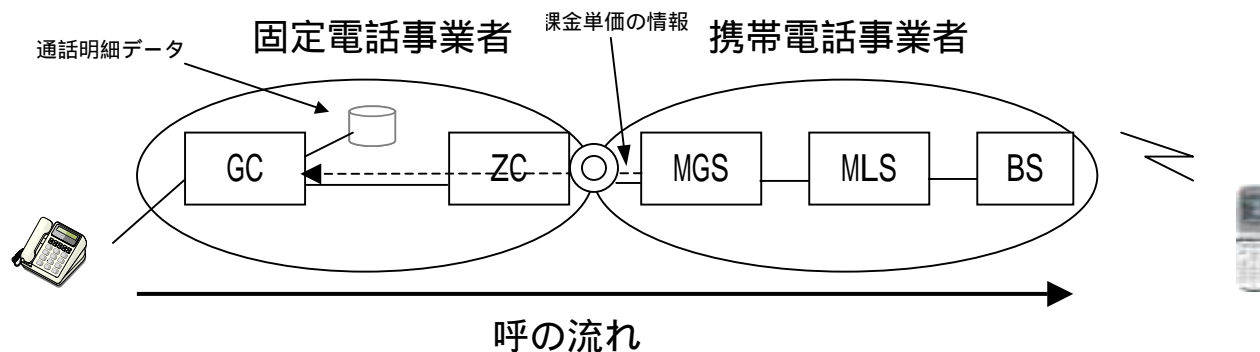
1 テーブル課金

固定電話事業者が課金テーブル（時間帯・距離別の料金表）を持ち、これに通話時間を当てはめ、回収すべき料金を計算・請求する。



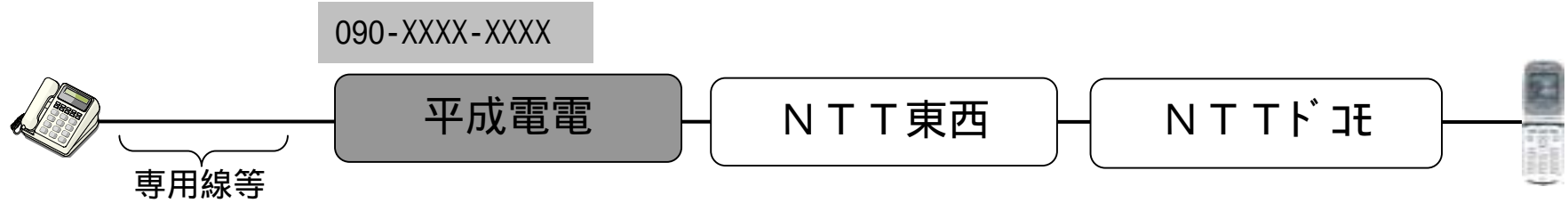
2 柔軟課金

固定電話事業者は、携帯電話事業者から、呼ごとに課金単価の通知を受け、これに通話時間を掛け合わせることで、回収すべき料金を計算・請求する。

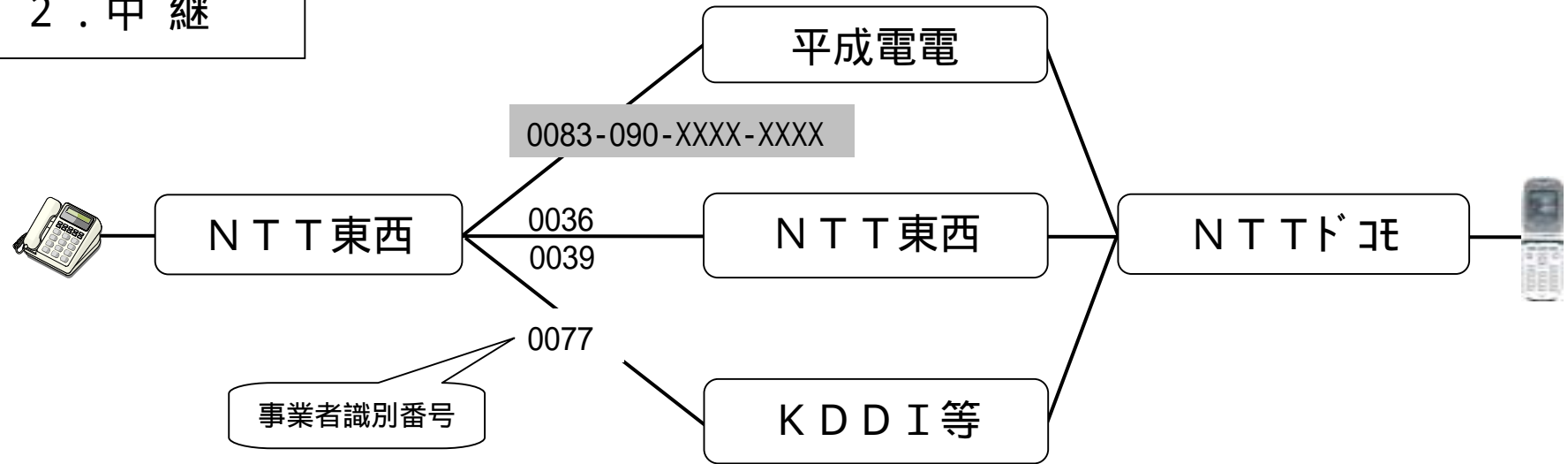


固定電話発携帯電話着の接続形態

1. 直収



2. 中継



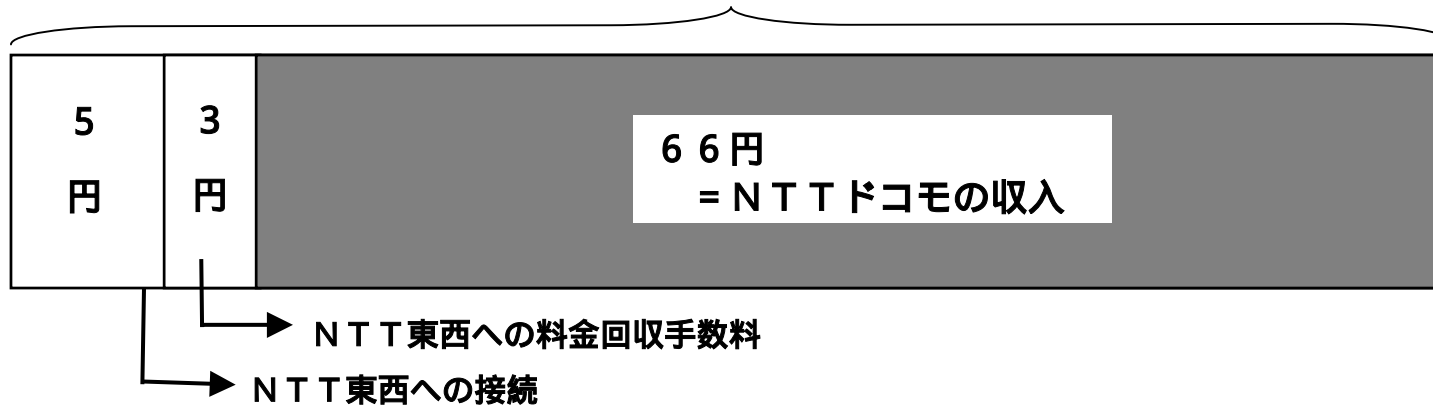
携帯発固定着と固定発携帯着の通話料金

	携帯電話 固定電話		固定電話 携帯電話
	標準プラン	最も加入数の多いプラン	
NTTドコモ	70円 4500(600)	91円 4100(1300)	80円
KDDI	100円 4600	120円 3980(2000)	120円
ツーカー	80円 4500	120円 3800(1400)	120円
ジェイフォン	80円 4300	120円 2900(1000)	120円

- 注1： 携帯各社は東京地域の会社の場合
 2： 平日昼間3分間、同一都県内のもの
 3： 通話料の下段は基本料（無料通話分）

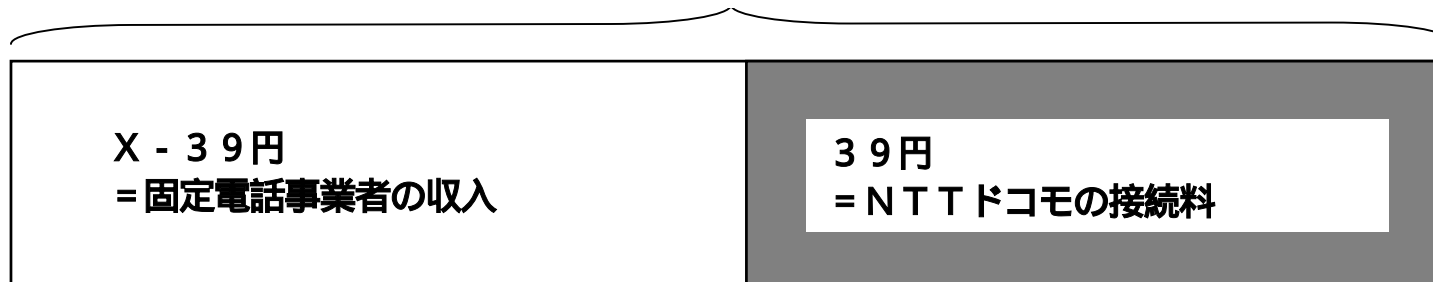
固定 - 携帯間の料金設定権の帰属と影響

74円 / 3分



固定が料金を設定すると

X円 / 3分



接続形態のパターンごと料金設定

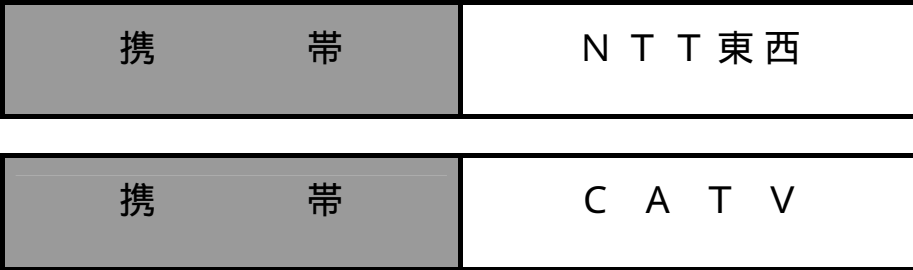
発信側 着信側

発信側 着信側

1. 固定 携帯の場合



2. 携帯 固定の場合



3. 国際 携帯の場合



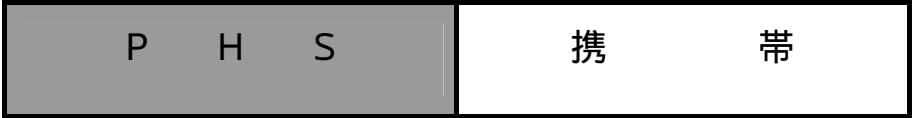
4. 携帯 国際の場合



5. 携帯A 携帯Bの場合



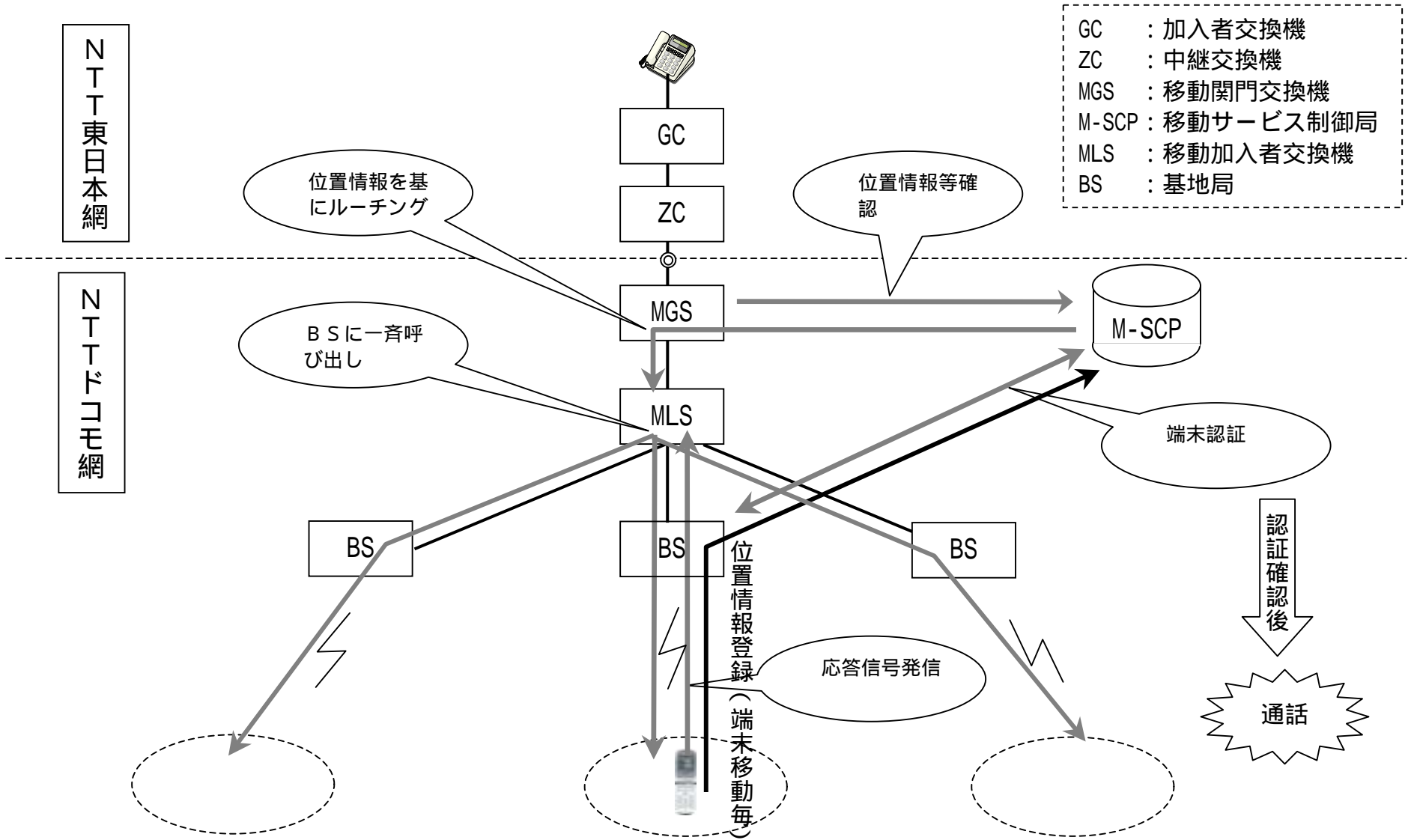
6. PHS 携帯の場合



7. 携帯 PHSの場合



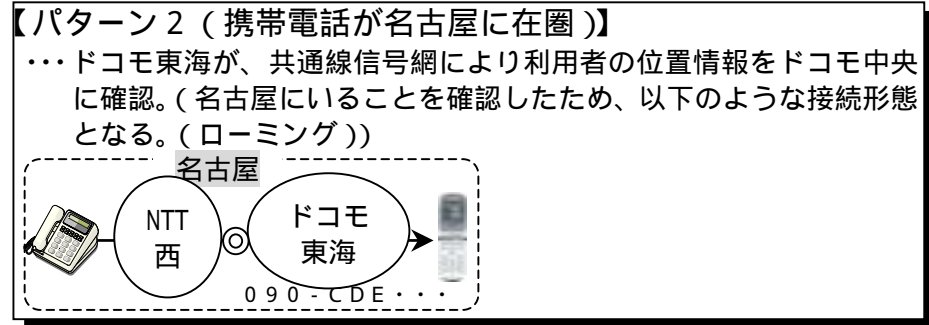
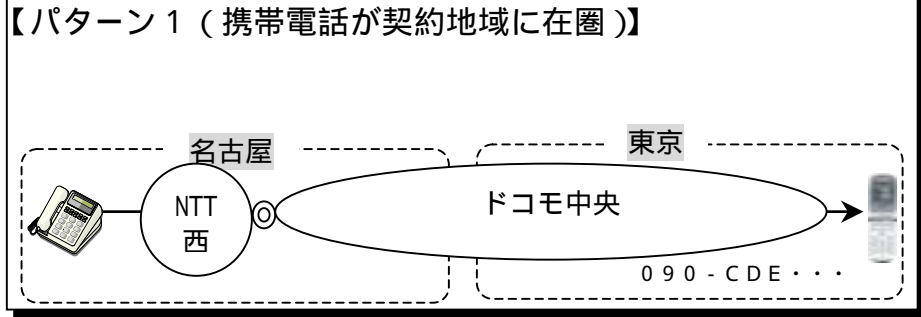
通話までの流れ



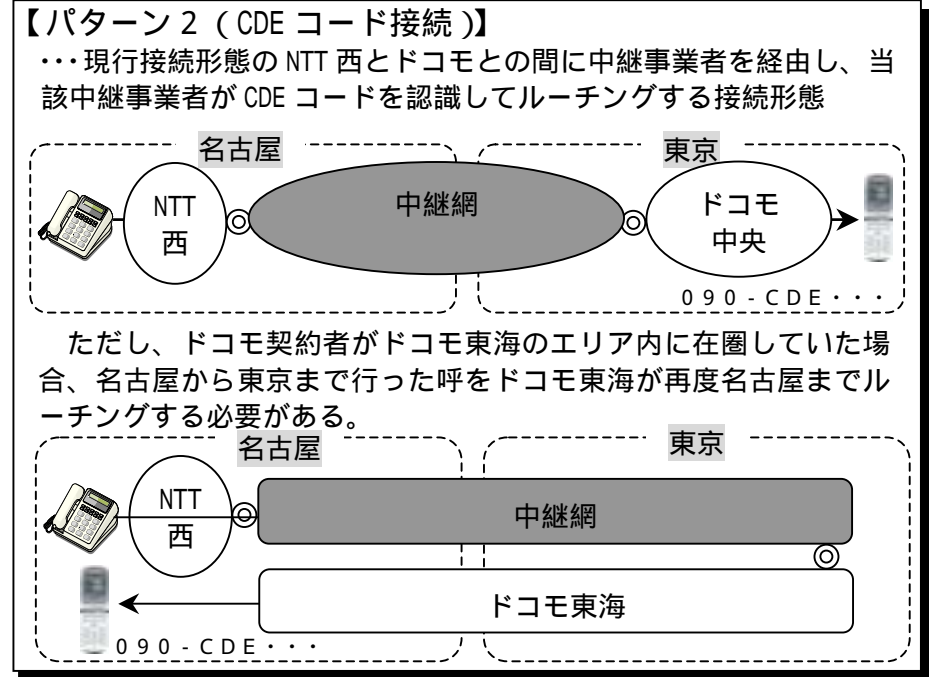
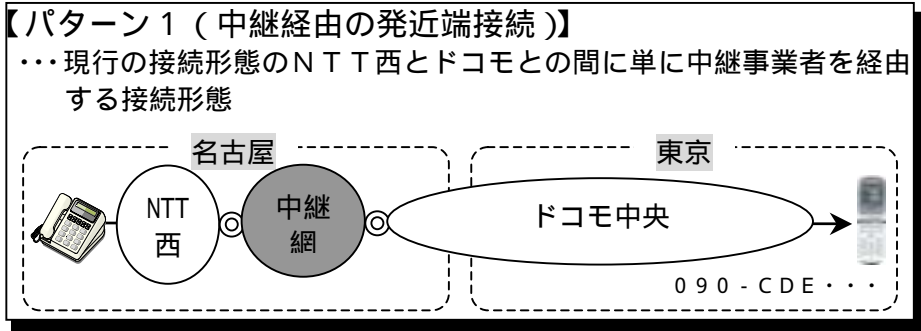
接続形態について

－NTT西日本（名古屋）からNTTドコモの携帯電話（東京で契約）への通話の場合－

1 現行の接続形態（発近端接続・・・名古屋から最も近い接続点を経由してルーチングする接続形態）



2 想定される接続形態（中継網経由の発近端接続、CDEコード接続）



サービス提供事業者一覧

1 直収

19社(平成13年度末現在)

事業者名	
CATV 事業者	
1	ジェイコム東京
2	ジェイコム関東
3	ジェイコム湘南
4	ジェイコム関西
電力系事業者	
5	東京通信ネットワーク
6	北海道総合通信網
7	東北インテリジェント通信
8	北陸通信ネットワーク
9	中部テレコミュニケーション
10	大阪メディアポート
11	中国通信ネットワーク
12	STNet
13	九州通信ネットワーク
その他	
14	NTT コミュニケーションズ
15	KDDI
16	日本テレコム
17	C&WIDC
18	メディア
19	MCI ワールドコム・ジャパン

2 IP電話

主要11社(平成14年10月現在)

事業者名	
1	ジュピター
2	九州通信ネットワーク
3	NTT コミュニケーションズ
4	KDDI
5	メディア
6	nifty
7	BB テクノロジー
8	イーアクセス
9	ぷららネットワークス
10	NTT-ME
11	フュージョン・コミュニケーションズ

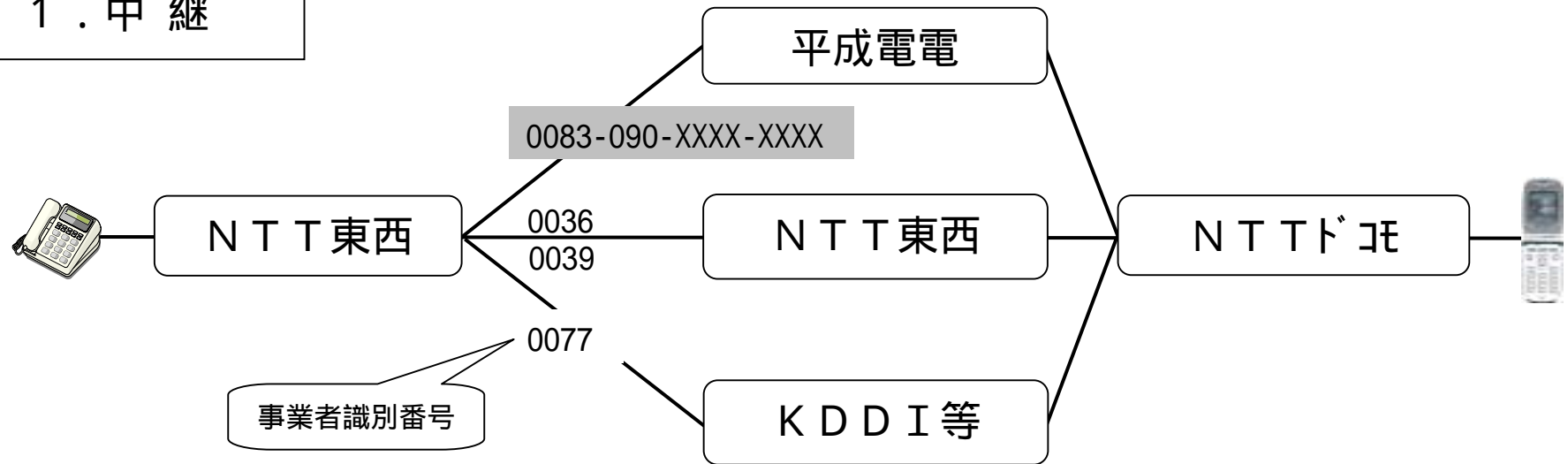
3 マイライン参加事業者

主要13社(平成14年11月現在)

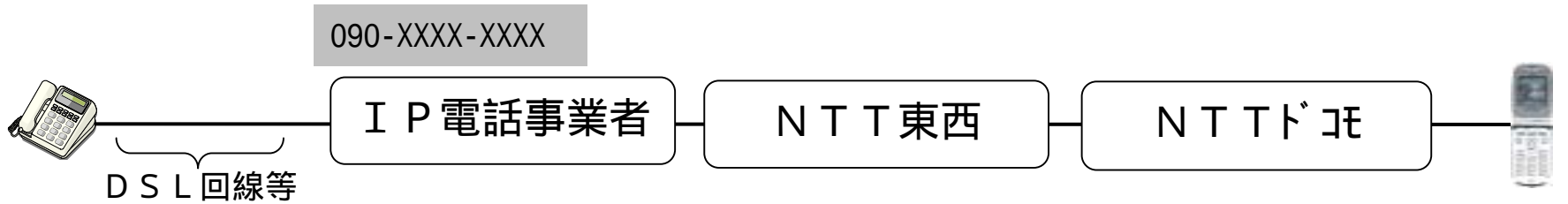
事業者名	
1	東京通信ネットワーク
2	九州通信ネットワーク
3	NTT コミュニケーションズ
4	KDDI
5	日本テレコム
6	C&WIDC
7	メディア
8	MCI ワールドコム・ジャパン
9	フュージョン・コミュニケーションズ
10	ティー・システムズジャパン
11	平成電電
12	東日本電信電話
13	西日本電信電話

研究会で検討を行う接続形態

1. 中継



2. IP電話発



固定電話発携帯電話着の料金設定（外国の状況）

1 固定電話側が設定している国

イギリス、ドイツ、フランス、イタリア、オーストラリア、韓国等。

なお、イギリス、ドイツ及びフランスの場合、固定電話発携帯電話着の通話もマイライン制度の対象となっており、料金設定は以下のとおり。

固定電話発携帯電話着の料金設定		
イギリス	【マイラインで「全通話」を選択】 選択した事業者	【それ以外】 地域事業者
ドイツ	【マイライン選択した場合】	
フランス	選択した長距離事業者	

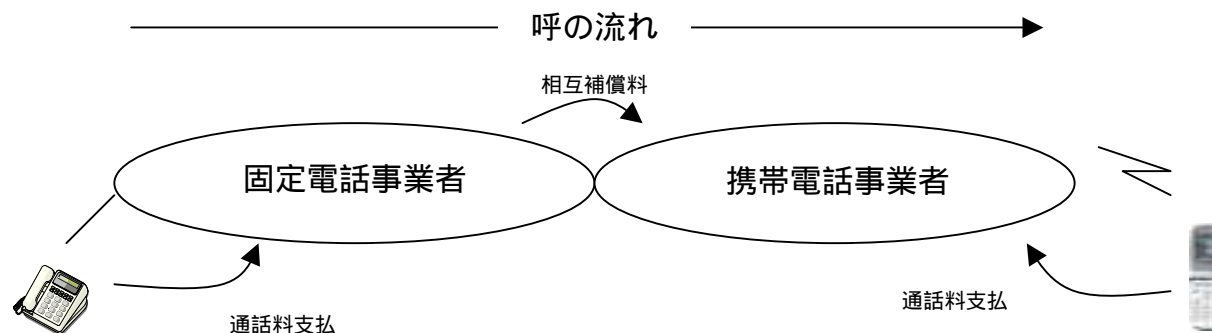
* フランスについては、携帯電話側が料金を設定していたが、1999年3月、ARTの決定（SFR網に着信する呼の相互接続条件に関するSFRとフランステレコムとの間の紛争を解決する1999年3月1日のART決定第99-197号）により、フランステレコム側が設定することと変更された。

2 携帯電話側が設定している国

日本（その他については調整中）

3 携帯電話利用者からも料金を徴収している国

アメリカ、カナダ、メキシコ、シンガポール、中国等



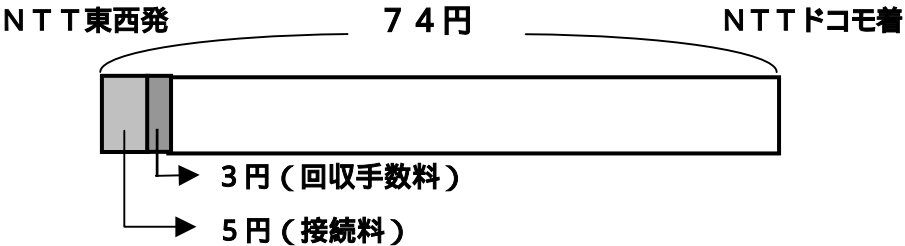
固定 - 携帯間の料金（各国比較）

固定 携帯の料金

利用者料金設定

携帯 固定の料金

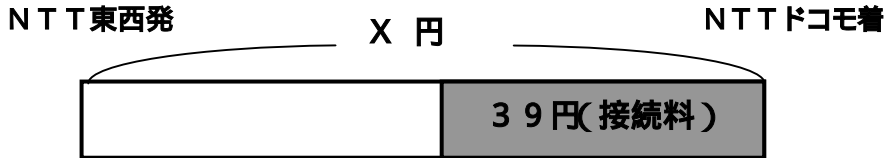
日本



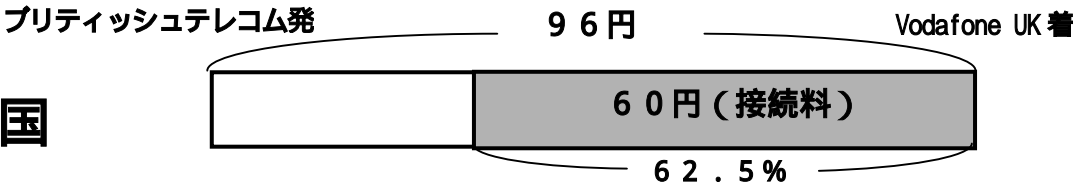
ドコモ

84円

NTT東西が料金設定をした場合



英国



ブリティッシュ
テレコム

又はマイライン区分「全通話」で
選択した事業者

60円

仏国

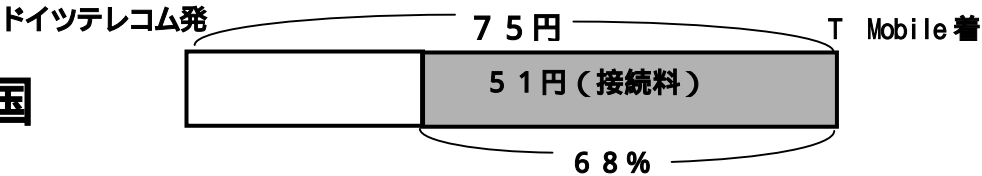


フランス
テレコム

又はマイライン区分「長距離」で
選択した事業者

76円

独国



ドイツ
テレコム

又はマイライン区分「長距離」で
選択した事業者

76円

料金額については、平日昼間3分の料金。出典：「平成13年度電気通信サービスに係る内外価格差調査の概要（平成14年9月11日総務省発表）」より

参照条文 電気通信事業法（抜粋）

（契約約款の届出等）

第三十一条の四 第一種電気通信事業者は、電気通信役務に関する提供条件（料金並びに総務省令で定める事項及び第四十九条第一項又は第五十二条第一項第一号の規定により認可を受けるべき技術的条件に係るものを除く。）について契約約款を定め、総務省令で定めるところにより、その実施前に、総務大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

（中略）

3 第三十八条の二第二項に規定する第一種指定電気通信設備を設置する第一種電気通信事業者は、第一項の規定により定めるべき契約約款のうち当該第一種指定電気通信設備を用いる電気通信役務の提供に関するものについては、同項の規定にかかわらず、総務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

（以下略）

（第一種指定電気通信設備との接続）

第三十八条の二 総務大臣は、総務省令で定めるところにより、全国の区域を分けて電気通信役務の利用状況及び都道府県の区域を勘案して総務省令で定める区域ごとに、その一端が利用者の電気通信設備（移動端末設備（利用者の電気通信設備であつて、移動する無線局の無線設備であるものをいう。次条第一項において同じ。）を除く。）と接続される伝送路設備のうち同一の第一種電気通信事業者が設置するものであつて、その伝送路設備の電気通信回線の数の、当該区域内に設置されるすべての同種の伝送路設備の電気通信回線の数のうちに占める割合が総務省令で定める割合を超えるもの及び当該区域において当該第一種電気通信事業者がこれと一体として設置する電気通信設備であつて総務省令で定めるものの総体を、他の電気通信事業者の電気通信設備との接続が利用者の利便の向上及び電気通信の総合的かつ合理的な発達に欠くことのできない電気通信設備として指定することができる。

2 前項の規定により指定された電気通信設備（以下「第一種指定電気通信設備」という。）を設置する第一種電気通信事業者は、当該第一種指定電気通信設備と他の電気通信事業者の電気通信設備との接続に関し、当該第一種電気通信事業者が取得すべき金額（以下この条において「接続料」という。）及び接続の条件（第五項に規定する接続料及び接続の条件を除く。）について接続約款を定め、総務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

3 総務大臣は、前項の認可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の認可をしなければならない。

一 次に掲げる事項が適正かつ明確に定められていること。

イ 他の電気通信事業者の電気通信設備を接続することが技術的及び経済的に可能な接続箇所のうち標準的なものとして総務

省令で定める箇所における技術的条件

□ 総務省令で定める機能ごとの接続料

八 第一種指定電気通信設備を設置する第一種電気通信事業者及びこれとその電気通信設備を接続する他の電気通信事業者の責任に関する事項

二 イから八までに掲げるもののほか、第一種指定電気通信設備との接続を円滑に行うために必要なものとして総務省令で定める事項

二 接続料が能率的な経営の下における適正な原価を算定するものとして総務省令で定める方法により算定された原価に照らし公正妥当なものであること。

三 接続の条件が、第一種指定電気通信設備を設置する第一種電気通信事業者がその第一種指定電気通信設備に自己の電気通信設備を接続することとした場合の条件に比して不利なものでないこと。

四 特定の電気通信事業者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。

4 前項第二号の総務省令で定める方法（同項第一号口の総務省令で定める機能のうち、高度で新しい電気通信技術の導入によつて、第一種指定電気通信設備との接続による当該機能に係る電気通信役務の提供の効率化が相当程度図られると認められるものとして総務省令で定める機能に係る接続料について定めるものに限る。）は、第一種指定電気通信設備を通常用いることができる高度で新しい電気通信技術を利用した効率的なものとなるように新たに構成するものとした場合に当該第一種指定電気通信設備との接続により当該第一種指定電気通信設備によつて提供される電気通信役務に係る通信量又は回線数の増加に応じて増加することとなる当該第一種指定電気通信設備に係る費用を勘案して原価を算定するものでなければならない。

5 第一種指定電気通信設備を設置する第一種電気通信事業者は、第一種指定電気通信設備との接続に関する接続料及び接続の条件のうちその内容からみて利用者の利便の向上及び電気通信の総合的かつ合理的な発達に及ぼす影響が比較的少ないものとして総務省令で定めるものについて接続約款を定め、その実施前に総務大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

6 第一種指定電気通信設備を設置する第一種電気通信事業者は、第二項の規定により認可を受け又は前項の規定により届け出た接続約款（以下この条において「認可接続約款等」という。）によらなければ、他の電気通信事業者との間において、第一種指定電気通信設備との接続に関する協定を締結し、又は変更してはならない。

7 前項の規定にかかわらず、認可接続約款等により難しい特別な事情があるときは、第一種指定電気通信設備を設置する第一種電気通信事業者は、総務大臣の認可を受けて、当該認可接続約款等で定める接続料及び接続の条件と異なる接続料及び接続の条件（第二項に規定する接続料及び接続の条件に該当するものにあつては、第三項各号（第一号イ及びロを除く。）のいずれにも適合しているものに限る。）の第一種指定電気通信設備との接続に関する協定を締結し、又は変更することができる。

8 第一種指定電気通信設備を設置する第一種電気通信事業者は、総務省令で定めるところにより、認可接続約款等を公表しなけ

ればならない。

- 9 第一種指定電気通信設備を設置する第一種電気通信事業者は、認可接続約款等により他の電気通信事業者との間に第一種指定電気通信設備との接続に関する協定を締結し、又は変更したときは、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。
(以下略)

(第二種指定電気通信設備との接続)

第三十八条の三 総務大臣は、総務省令で定めるところにより、その一端が特定移動端末設備（総務省令で定める移動端末設備をいう。以下この項において同じ。）と接続される伝送路設備のうち同一の第一種電気通信事業者が設置するものであつて、その伝送路設備に接続される特定移動端末設備の数の、その伝送路設備を用いる電気通信役務に係る業務区域と同一の区域内に設置されているすべての同種の伝送路設備に接続される特定移動端末設備の数のうちに占める割合が総務省令で定める割合を超えるもの及び当該第一種電気通信事業者が当該電気通信役務を提供するために設置する電気通信設備であつて総務省令で定めるものの総体を、他の電気通信事業者の電気通信設備との適正かつ円滑な接続を確保すべき電気通信設備として指定することができる。

- 2 前項の規定により指定された電気通信設備（以下「第二種指定電気通信設備」という。）を設置する第一種電気通信事業者は、当該第二種指定電気通信設備と他の電気通信事業者の電気通信設備との接続に関し、当該第一種電気通信事業者が取得すべき金額及び接続の条件について接続約款を定め、総務省令で定めるところにより、その実施前に、総務大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

- 3 総務大臣は、前項の規定による届出に係る接続約款が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該第一種電気通信事業者に対し、相当の期限を定め、当該接続約款を変更すべきことを命ずることができる。

- 一 第二種指定電気通信設備を設置する第一種電気通信事業者及びこれとその電気通信設備を接続する他の電気通信事業者の責任に関する事項が適正かつ明確に定められていないこと。
- 二 第二種指定電気通信設備を設置する第一種電気通信事業者が取得すべき金額が能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものを超えるものであること。
- 三 他の電気通信事業者に対し不当な条件を付すものであること。
- 四 特定の電気通信事業者に対し不当な差別的な取扱いをするものであること。

- 4 第二種指定電気通信設備を設置する第一種電気通信事業者は、第二項の規定により届け出た接続約款（以下この条において「届出接続約款」という。）によらなければ、他の電気通信事業者との間において、第二種指定電気通信設備との接続に関する協定を締結し、又は変更してはならない。

- 5 第二種指定電気通信設備を設置する第一種電気通信事業者は、総務省令で定めるところにより、届出接続約款を公表しなければならない。

6 第二種指定電気通信設備を設置する第一種電気通信事業者は、届出接続約款により他の電気通信事業者との間に第二種指定電気通信設備との接続に関する協定を締結し、又は変更したときは、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

(以下略)

(電気通信設備の接続に関する協定)

第三十八条の四 第一種電気通信事業者及び特別第二種電気通信事業者は、他の電気通信事業者と電気通信設備(第一種指定電気通信設備及び第二種指定電気通信設備を除く。)の接続に関する協定を締結し、又は変更しようとするときは、総務省令で定めるところにより、あらかじめ総務大臣に届け出なければならない。ただし、次項の規定により届け出た接続約款により当該協定を締結し、又は変更しようとするときは、この限りでない。

(以下略)

(電気通信設備の接続に関する命令等)

第三十九条

(中略)

3 第一種電気通信事業者の電気通信設備との接続に関し、当事者が取得し、若しくは負担すべき金額又は接続の条件その他協定の細目について当事者間の協議が調わないときは、当該電気通信設備に接続する電気通信設備を設置する電気通信事業者は、総務大臣の裁定を申請することができる。ただし、当事者が第八十八条の十三第一項の規定による仲裁の申請をした後は、この限りでない。

(中略)

7 第三項又は第四項の裁定があつたときは、その裁定の定めるところに従い、当事者間に協議が調つたものとみなす。

(以下略)